

管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を制定し、公布する。

令和八年三月十一日

仙台市人事委員会

委員長 吉田 広志

仙台市人事委員会規則第五号

管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職員特別勤務手当に関する規則（平成三年仙台市人事委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

現 行	改正後
<p>[新設]</p> <p><u>(管理職員特別勤務手当の額等)</u></p> <p>第二条 条例第十九条第三項第一号の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額（前条第二号の勤務の場合は、当該額に二分の一を乗じて得た額）とする。</p> <p>一 次号に掲げる職員以外の職員 職員の給料の特別調整額に関する規則（昭和六十一年仙台市人事委員会規則第十二号）第一条第二項の規定による給料の特別調整額の区分（次号及び次条第一項各号において「給料の特別調整額の区分」という。）に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>[イ～ト 略]</p> <p>二 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條の四第一項の規定により採用された職員 給料の特別調整額の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>[イ～ト 略]</p> <p>[新設]</p> <p>2 <u>条例第十九条第三項第一号の人事委員会規則で定める勤務は、勤務に従事した時間が六時間を超える場合の勤務とする。</u></p>	<p><u>(管理職員特別勤務手当の額等)</u></p> <p>第二条 <u>条例第十九条第三項第一号の人事委員会規則で定める勤務は、勤務に従事した時間が六時間を超える場合の勤務とする。</u></p> <p>第三条 条例第十九条第三項第一号の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額（第一条第二号の勤務の場合は、当該額に二分の一を乗じて得た額）とする。</p> <p>一 次号及び第三号に掲げる職員以外の職員 職員の給料の特別調整額に関する規則（昭和六十一年仙台市人事委員会規則第十二号）第一条第二項の規定による給料の特別調整額の区分（次号並びに次項第一号及び第二号において「給料の特別調整額の区分」という。）に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>[イ～ト 略]</p> <p>二 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條の四第一項の規定により採用された職員 給料の特別調整額の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>[イ～ト 略]</p> <p>三 <u>仙台市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十六年仙台市条例第一号。以下この号及び次項第三号において「任期付職員条例」という。）第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員（次項第三号において「特定任期付職員」という。）次に掲げる当該職員が受ける任期付職員条例第六条第一項の給料表の号俸又は同条第三項（任期付職員条例第八条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号及び次項第三号において同じ。）の規定による給料月額に応じ、それぞれ次に定める額</u></p> <p><u>イ 六号俸及び七号俸並びに任期付職員条例第六条第三項の規定による給料月額 一万二千元</u></p> <p><u>ロ 五号俸 一万円</u></p> <p><u>ハ 二号俸から四号俸まで 八千五百円</u></p> <p><u>ニ 一号俸 七千円</u></p> <p>2 <u>条例第十九条第三項第二号の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u></p> <p>一 <u>前項第一号に掲げる職員 給料の特別調整額の区分に応じ、それぞれ次に定める額</u></p> <p><u>イ 一種 六千円</u></p> <p><u>ロ 二種 五千円</u></p> <p><u>ハ 三種 四千円</u></p> <p><u>ニ 四種 三千円</u></p>

第三条 条例第十九条第三項第二号の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 前条第一項第一号に掲げる職員 給料の特別調整額の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 一種 六千円

ロ 二種 五千円

ハ 三種 四千円

ニ 四種 三千円

ホ 五種 二千元（教育職給料表（一）の適用を受ける職員の占める職に係る区分にあつては、三千円）

ヘ 六種 三千円

ト 七種 二千元

二 前条第一項第二号に掲げる職員 給料の特別調整額の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 一種 五千五百円

ロ 二種 四千五百円

ハ 三種 三千五百円

ニ 四種 二千五百円

ホ 五種 千五百円（教育職給料表（一）の適用を受ける職員の占める職に係る区分にあつては、二千五百円）

ヘ 六種 二千五百円

ト 七種 千五百円

2 条例第十九条第一項の勤務をした後、引き続いて同条第二項の勤務をした職員には、その引き続く勤務に係る同項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。

（雑則）

第四条 [略]

ホ 五種 二千元（教育職給料表（一）の適用を受ける職員の占める職に係る区分にあつては、三千円）

ヘ 六種 三千円

ト 七種 二千元

二 前項第二号に掲げる職員 給料の特別調整額の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 一種 五千五百円

ロ 二種 四千五百円

ハ 三種 三千五百円

ニ 四種 二千五百円

ホ 五種 千五百円（教育職給料表（一）の適用を受ける職員の占める職に係る区分にあつては、二千五百円）

ヘ 六種 二千五百円

ト 七種 千五百円

三 特定任期付職員 次に掲げる当該職員が受ける任期付職員条例第六条第一項の給料表の号俸又は同条第三項の規定による給料月額に応じ、それぞれ次に定める額

イ 六号俸及び七号俸並びに任期付職員条例第六条第三項の規定による給料月額 六千円

ロ 五号俸 五千円

ハ 二号俸から四号俸まで 四千三百円

ニ 一号俸 三千五百円

第四条 次に掲げる場合には、条例第十九条第二項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。この場合において、職員がした同項の勤務は、同条第一項の勤務とみなす。

一 条例第十九条第一項の勤務をした後、引き続いて同条第二項の勤務をした場合

二 条例第十九条第二項の勤務をした後、引き続いて同条第一項の勤務をした場合

（雑則）

第五条 [略]

附 則

(条例附則第四十六項の規定を受ける職員の管理職員特別勤務手当の額)

- 2 条例附則第四十六項の規定を受ける職員に対する第二条第一項第一号及び第三条第一項第一号の規定の適用については、当分の間、これらの規定中「定める額」とあるのは、「定める額に百分の七十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）」とする。

附 則

(条例附則第四十六項の規定を受ける職員の管理職員特別勤務手当の額)

- 2 条例附則第四十六項の規定を受ける職員に対する第三条第一項第一号及び同条第二項第一号の規定の適用については、当分の間、これらの規定中「定める額」とあるのは、「定める額に百分の七十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。

(管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

- 2 管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則（令和五年仙台市人事委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

現 行	改正後
<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 [略]</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第九条第六項に規定する暫定再任用職員は、地方公務員法（昭和三十五年法律第二百六十一号）第二十二條の四第三項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、<u>改正後の第二条第一項第二号</u>及び<u>第三条第一項第二号</u>の規定を適用する。</p>	<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 [略]</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第九条第六項に規定する暫定再任用職員は、地方公務員法（昭和三十五年法律第二百六十一号）第二十二條の四第三項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、<u>管理職員特別勤務手当に関する規則第三条第一項第二号</u>及び<u>同条第二項第二号</u>の規定を適用する。</p>

(人事委員会事務局審査給与課)